

香川県社会福祉総合センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

香川県知事 池田 豊 人

香川県規則第8号

香川県社会福祉総合センター規則の一部を改正する規則

香川県社会福祉総合センター規則（平成9年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																									
<p>(利用の許可を要する施設)</p> <p>第4条 センターのうちセンター条例第3条（センター条例第4条第7項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けなければならない施設は、大会議室、第1中会議室、第2中会議室、特別会議室、第1研修室、第2研修室、OA研修室、和室研修室、介護実習室、調理実習室、健康プレイルーム（専用使用により利用する場合に限る。）、コミュニティホール、リハーサル室、第1楽屋及び第2楽屋とする。</p> <p>別表（第8条、第17条関係）</p> <p>1 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 30%;">単位</th> <th style="width: 50%;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康プレイルーム（専用使用の場合）</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	区分	単位	使用料の額	略			調理実習室	略		健康プレイルーム（専用使用の場合）	略		略			<p>(利用の許可を要する施設)</p> <p>第4条 センターのうちセンター条例第3条（センター条例第4条第7項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けなければならない施設は、大会議室、第1中会議室、第2中会議室、特別会議室、第1研修室、第2研修室、OA研修室、和室研修室、介護実習室、調理実習室、<u>文化教養室</u>、健康プレイルーム（専用使用により利用する場合に限る。）、コミュニティホール、リハーサル室、第1楽屋及び第2楽屋とする。</p> <p>別表（第8条、第17条関係）</p> <p>1 利用時間を分割して利用する場合の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 30%;">単位</th> <th style="width: 50%;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5"><u>文化教養室</u></td> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td style="text-align: right;"><u>12,320円</u></td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後9時まで</td> <td style="text-align: right;"><u>12,320円</u></td> </tr> <tr> <td>午前9時から正午まで</td> <td style="text-align: right;"><u>5,280円</u></td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td style="text-align: right;"><u>7,040円</u></td> </tr> <tr> <td>午後6時から午後9時まで</td> <td style="text-align: right;"><u>5,280円</u></td> </tr> <tr> <td>健康プレイルーム（専用使用の場合）</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 午前9時前又は午後9時後の時間において利用する場合及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料</p>	区分	単位	使用料の額	略			調理実習室	略		<u>文化教養室</u>	午前9時から午後5時まで	<u>12,320円</u>	午後1時から午後9時まで	<u>12,320円</u>	午前9時から正午まで	<u>5,280円</u>	午後1時から午後5時まで	<u>7,040円</u>	午後6時から午後9時まで	<u>5,280円</u>	健康プレイルーム（専用使用の場合）	略		略		
区分	単位	使用料の額																																								
略																																										
調理実習室	略																																									
健康プレイルーム（専用使用の場合）	略																																									
略																																										
区分	単位	使用料の額																																								
略																																										
調理実習室	略																																									
<u>文化教養室</u>	午前9時から午後5時まで	<u>12,320円</u>																																								
	午後1時から午後9時まで	<u>12,320円</u>																																								
	午前9時から正午まで	<u>5,280円</u>																																								
	午後1時から午後5時まで	<u>7,040円</u>																																								
	午後6時から午後9時まで	<u>5,280円</u>																																								
健康プレイルーム（専用使用の場合）	略																																									
略																																										

区分	単位	使用料の額
略		
調理実習室	略	
健康プレイルーム（ 専用使用の場合）	略	
略		

3 略

区分	単位	使用料の額
略		
調理実習室	略	
健康プレイ ルーム（専 用使用の場 合）	略	
略		

備考 略
4～6 略

区分	単位	使用料の額
略		
調理実習室	略	
文化教養室	<u>1時間当たり</u>	<u>2,110円</u>
健康プレイルーム（ 専用使用の場合）	略	
略		

3 冷暖房使用料

区分	単位	使用料の額
略		
調理実習室	略	
文化教養室	<u>午前9時から午後9時まで</u>	<u>5,610円</u>
	<u>午前9時から午後5時まで</u>	<u>3,740円</u>
	<u>午後1時から午後9時まで</u>	<u>3,740円</u>
	<u>午前9時から正午まで</u>	<u>1,400円</u>
	<u>午後1時から午後5時まで</u>	<u>1,870円</u>
	<u>午後6時から午後9時まで</u>	<u>1,400円</u>
	<u>超過1時間当たり</u>	<u>460円</u>
健康プレイ ルーム（専 用使用の場 合）	略	
略		

備考 略
4～6 略

第1号様式（第5条関係）

香川県社会福祉総合センター利用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

（指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者）

申請者 住 所
氏 名
(団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名)
電話番号 () -

香川県社会福祉総合センターの利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

略

注 略

附属設備及び器具

品 目	単位	利用日及び利用数量												
		月日 ()			月日 ()			月日 ()						
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間				
略														
モニターテレビ	式													
資料提示装置	台													
拡声装置	式													
略														

注 略

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正前の第1号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

第1号様式（第5条関係）

香川県社会福祉総合センター利用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

（指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者）

申請者 住 所
氏 名
(団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名)
電話番号 () -

香川県社会福祉総合センターの利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

略

注 略

附属設備及び器具

品 目	単位	利用日及び利用数量												
		月日 ()			月日 ()			月日 ()						
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間				
略														
モニターテレビ	式													
オーバーヘッドプロジェクター	台													
資料提示装置	台													
16ミリフィルム映写機	台													
スライド映写機	台													
拡声装置	式													
略														

注 略